

年金定期預金

令和3年7月1日現在

1. 商品名	・ 年金定期預金
2. 販売対象	<p>・ 下記①または②に該当する個人の方が対象となります。</p> <p>① 当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）または恩給・援護年金・老齢福祉年金・労働者災害補償保険年金をお受け取りになられている、もしくは、受給権発生日以降、当金庫でお受け取り手続きを完了したことが確認でき、かつ半年以内にお受け取りを開始される。</p> <p>② 法律に基づき支給されております児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・保健手当・健康管理手当・医療特別手当・特別手当を当金庫でお受け取りになられている、または当金庫でこれらの手当受給の手続きを完了される。</p> <p>（ただし、諸事情により当該年金・手当・恩給のお受取りが全額停止されるなど、当該年金・手当・恩給のお受取りが当金庫お受取り指定口座で確認できない場合、または各種証書や証明書により確認できない場合はお預入れの対象となりません。）</p>
3. 期間	<p>・ 定型方式…1年</p> <p>* 自動継続のお取扱いはできません。</p>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入店舗	<p>・ 一括預入</p> <p>・ 1口あたり 10万円以上 300万円以下 (お一人様、合計 300万円以下となります)</p> <p>・ 1円単位</p> <p>・ お取引店 1店舗(年金・手当・恩給のお受取り店舗)に限ります。</p>
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>・ 固定金利</p> <p>・ 預入日のスーパー定期・スーパー定期 300（1年もの）の店頭表示利率に 0.10%上乗せした利率を満期日まで適用します。（令和3年4月1日現在）</p> <p>なお、上乗せ利率は、市場動向の変化などにより変更となる場合がありますので、予めご了承願います。</p> <p>・ 満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・ 付利単位を 1円とした 1年を 365日とする日割計算です。</p>
7. 税金	<p>・ お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます)</p> <p>※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。</p>

8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	・ マル優のお取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ この預金を満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の期限前解約利率により計算したお利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部カスタマーサポートグループ（9時～17時、電話：03 - 3913 - 1158）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部カスタマーサポートグループまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出頂くことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部カスタマーサポートグループもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 ・ 満期日が休日に該当した場合、翌営業日を満期日とさせていただきます。 ・ 満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 通帳・証書のお取扱いができます。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。 ・ A T Mでのお取扱いはできません。
14. 預金保険の付保	・ 預金保険制度の付保対象預金です。1預金者あたり元本 1,000 万円までとのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとのお利息が保護されます）